

令和7年度 第1回
一般競争入札（市有地売却）
実施について

【参加申込受付期間】

令和7年7月23日(水)

～9月12日(金)17時

- この入札に参加するには、事前に申し込みが必要です。
- 入札への参加を希望される方は、記載している内容を十分に確認し、現地及び物件の利用等に係る諸規制について自らの責任において十分に調査確認を行ったうえで、ご参加ください。
- 本物件は、税金等滞納による差押物件等でなく、従前に市有の施設として利用していたものが廃止され、未利用となったものです。

宝塚市
総務部 管財課

入札参加申し込みから物件引渡しまでの流れ

1	入札参加申込 受付期間	令和7年7月23日(水)から9月12日(金)まで ・参加申込がないと、入札に参加できません。 ・郵送の場合は、上記期間内に到着したものに限り ます。
2	入札参加申込書審査	審査により資格有と認められた場合は、以下4点を 郵送します。 ①入札参加申込受付書 ②入札書 ③入札保証金 納入通知書 ④入札保証金振込先依頼書
3	入札保証金の納付	上記③入札保証金納入通知書により入札保証金を納 入してください。 ※入札金額の100分の5に相当する額を納付
4	現地見学会	令和7年8月19日(火) ※事前予約必要
5	質疑 (1) 質問書提出 (2) 回答	令和7年8月29日(金)17時まで ※入札参加申込者のみ 令和7年9月3日(水)
6	入札書提出	令和7年9月25日(木)17時まで 期間内必着とし、以下を郵送又は持参してください。 郵送の場合は、上記期間内に到着したものに限り ます。 ①入札書 ②入札保証金振込先依頼書 ③納入通知書兼領収証書の写し ※代理人が入札する場合 ④-1 委任状、④-2 代理人の印鑑証明書

7	開札	令和7年9月30日(火)14時から 宝塚市役所 4階4A会議室にて開札 ※参加は任意
8	契約保証金の納付	契約締結の日までに ※契約金額の100分の10に相当する額を納付
9	契約締結期限	令和7年10月31日(金)まで ※契約保証金に係る納入通知書兼領収証書の写し
10	売買代金の支払期限	令和7年12月26日(金)まで ※所有権は売買代金の支払が完了したときに移転します
11	物件の登記	売買代金の納入を確認した後、市において土地の登記申請を行います
12	物件の引き渡し	登記完了後、現地にて引き渡し

入札公告

下記について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び第167条の10の2第6項の規定により公告します。

令和7年（2025年）7月23日

宝塚市長 森 臨太郎

記

1 入札に付する物件

- | | |
|------------|------------------|
| (1) 所在地 | 宝塚市小浜2丁目22番4（地番） |
| (2) 登記地目 | 宅地 |
| (3) 登記地積 | 250.61㎡ |
| (4) 実測地積 | 250.61㎡ |
| (5) 所有者 | 宝塚市 |
| (6) 最低売却価格 | 非公表 |
| (7) 入札方式 | 一般競争入札 |

2 入札参加に必要な資格等

- (1) 以下のすべての条件を満たす者（市内在住又は在勤を問いません）。
- ① 売買代金の支払いが可能であること。
 - ② 土地利用条件の特約を遵守できる方。
- (2) 次のいずれかに該当する者は、入札に参加できません。
- ① 成年被後見人、被保佐人、被補助人、未成年者及び破産者で復権を得ていない者
 - ② 宝塚市契約規則（平成22年規則第9号）第3条の規定に該当する者
 - ③ 次に掲げる税を滞納している者
 - ア 国税（法人税又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税をいう。）
 - イ 宝塚市税（宝塚市内に住所を有する個人又は宝塚市内に本店を有する法人に限る）
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者
 - ⑤ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定により公有財産を譲り受けることができないとされた本市の職員
- <参考：宝塚市契約規則>
第3条 市長は、一般競争入札に参加しようとする者が本市との契約において政令第167条の4第2項

各号のいずれかに該当すると認められるときは、同項の規定によりその者をその時から3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないものとする。

2 市長は、政令第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めるときは、同条第2項の規定によりその基本となるべき事項、申請の時期及び方法等について公示する。

3 一般競争入札に参加しようとする者は、市長に対し、あらかじめ競争入札に参加する資格審査（以下「資格審査」という。）の申請をしなければならない。

4 市長は、一般競争入札に参加しようとする者の申請があったときは、その資格を審査し、その結果を通知する。

- (3) 入札への参加を希望される方は、「5 入札参加申込み手続き」に従って、入札参加申込み手続きを行ってください。受付期間内に入札参加申込み手続きを済まされた方以外は、入札に参加できません。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（ただし、開始決定後、国の認定を受けた者は除く。）、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、開始決定後、国の認定を受けた者は除く。）でないこと。

3 契約上の主な特約等

下記のとおり土地利用条件及び契約上の特約を付します。落札者はこれらの定めを了承のうえ売買契約を締結していただくことになります。

（※主な条件や特約を抜粋しております。詳しくは後述の契約書案にてご確認ください。）

(1) 土地利用条件等

売買物件の開発・建物の建築等にあたり、関係法令等を遵守してください。

- (2) 売主及び買主は、宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年宝塚市条例第6号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、暴力団を利することとならないよう暴力団等排除に関する特約に従い、必要な措置を実施することとします。

4 物件の引渡し及び事前確認

- (1) 物件の引渡しは現状のまま行います。

- (2) 現地見学会（事前予約制）

①場所 宝塚市小浜2丁目22番4（地番表記、詳細場所は物件調書を参照）

②日時 令和7年8月19日（火）

a 10時～11時、b 13時～14時、c 15時～16時 のいずれか

(注) i) 事前予約制のため、予約申込みがない場合には実施しません。希望する場合は②日時の前日までに管財課へ申込みを行ってください。

ii) 現地では宝塚市からの説明は行いません。

iii) 現地見学会に参加しなくても入札には参加できますが、この場合、現地の状況及び諸規制等に関しすべて了知されているものとみなします。

iv) 原則として雨天でも決行します。

v) 現地に駐車場はありません。周辺住民の迷惑にならないよう、近隣の時間貸し駐車場を利用するなどしてください。

- vi) 宝塚市は、見学中の衣服の汚れや破れ、ケガ等、見学中に発生する一切の責任を負いません。参加者の責任で見学をお願いします。
- (3) 土地の利用や建物を建築するにあたっては、建築基準法や自治体の条例等により指導等がなされる場合がありますので、利用等に係る法令上の諸規制等については、必ず入札参加者自身において関係機関にご確認ください。
- (4) 立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去や、クリーンステーション（ごみ集積場）・電柱・街灯・交通標識などの撤去・移設などの費用負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体の如何を問わず、一切宝塚市では行いません。
- (5) 上下水道、電気及び都市ガスなどの供給処理施設の引き込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要することがありますが、宝塚市では補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問合せの上、各自で対応してください。
- (6) 越境物に関して、宝塚市は越境状態の解消や承諾書等の取付は行っておりません。現在、隣接地（小浜2丁目22番3）より越境している構造物が確認できています。
- (7) 越境物に関する隣接地所有者との協議や電柱等の移設等については、すべて落札者において行っていただきます（契約後に判明した場合も同様です）。
- (8) 物件調査と現況が相違している場合は、現況を優先します。落札者は、面積その他物件調査に記載した事項について、実地に符合しないことが後日発覚しても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができません。
- (9) 敷地外からの調査については特に期間を設けませんが、敷地内への立ち入りは固くお断りするとともに、周辺住民の迷惑にならないようご配慮をお願いします。

5 入札参加申込み手続き

入札を希望する場合は、この入札公告、売買契約書（案）、物件調査の各条項をすべて承知したうえで入札参加申し込みを行ってください。本申し込みがない場合は、入札に参加できません。

(1) 受付期間

令和7年7月23日（水）～ 9月12日（金）17時

※開庁時間外、土曜日、日曜日及び祝日の受付は行いません。

※上記受付期間中に後述「(3) 申込先（申込書送付先）」で受付完了したものに限りです。

(2) 申込み方法

後述「(4) 申込みに必要な書類」の一式を受付期間内に次の申込先に郵送又は持参してください。電話、FAX、メール等による申込みはできません。

(3) 郵送方法

可能な限り配達日指定郵便又は配達時間帯指定郵便により、「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」のいずれかの方法を利用し、到達期限までに必ず到達するように郵送してください。「差出控え」は、大切に保管してください。

※配達状況等により、指定どおりに到達しない可能性もあるため、余裕をもって発送してください

※提出期限までに到達しなかった場合は、利用した郵送手段の種類や発送日の早遅にかかわらず、いかなる理由があっても無効とします。

※郵便申込に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加申込者の負担とします。

(4) 申込先（申込書送付先）

〒665-8665

宝塚市東洋町1番1号（市役所本庁舎4階）

宝塚市総務部管財課 「公有財産管理担当」 宛

(5) 申込みに必要な書類

申込みに必要な書類のうち市指定の様式（以下、「指定様式」といいます。）によるものは、宝塚市のホームページからダウンロードしてください。

【指定様式の掲載ページ】

宝塚市ホームページ（トップ画面内）『まちづくり・市政情報』→『契約・入札』→『入札関連情報（契約課以外）』→『市有地売却（小浜2丁目22番4）にかかる一般競争入札の公募について』

【必要書類】

① 個人の場合

ア 入札参加申込書兼誓約書（指定様式） 1通

…必要事項を記載し、印鑑登録済の印を押印してください。なお、共有による申込みの場合には、共有者全員の記名押印が必要です。

イ 印鑑証明書 1通

…共有による申込みの場合には、共有者全員の印鑑証明書が必要です。

ウ 誓約書（指定様式） 1通

…成年後見人、被保佐人、被補助人、未成年者及び破産者でないことを誓約するものです。なお、共有による申込みの場合には、共有者全員の記名押印が必要です。

エ 納税証明書（次の表の区分に応じて証明書を提出してください。）各1通

区 分	提出する証明書	証明書の取得先	部数
宝塚市内に	納税証明書その3の2	西宮税務署*	1部

住所を有する場合	納税証明書	宝塚市役所市税収納課 長尾サービスセンター 西谷サービスセンター 雲雀丘サービスステーション 中山台サービスステーション 宝塚駅前サービスステーション	1部
宝塚市外に住所を有する場合	納税証明書その3の2	管轄税務署* 管轄の市役所	1部

* 納税の猶予の特例を受けている場合は、国税（所得税）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書その1（直近2年分）

給与所得者の場合は、納税証明書その3の2は発行されませんので、提出は不要です。

* * 証明書の取得方法については、事前に必ず取得先にお問い合わせください。

オ 返信用封筒（郵便局販売のレターパックプラス（600円） 1枚
…返信用封筒として、必ず日本郵便株式会社（郵便局）が販売している未使用のレターパックプラス（600円）（レターパックライト（430円）は不可）を、追跡番号シールは剥がさずに、二つ折りにして入れてください。

カ 宅地建物取引業法第3条に規定する免許の写し
…住宅分譲等を目的に購入する場合のみ必要。なお、共有による申込みの場合には、1者のもののみで足りません。

※イ、エの証明書は全て令和7年6月12日以降（受付期間の最終日の3ヶ月前以降）に発行されたものに限りません。また、共有による申込みの場合には、全員の証明書が必要です。

※共有による申込みの場合には、入札にかかる代表者を決めてください。入札時には代表者1名による入札とします。

※カの写しについて、有効期限が令和7年9月25日（入札予定日）までの場合は、当該免許更新手続き中であることがわかる書類を同封してください。

② 法人の場合

- ア 入札参加申込書兼誓約書（指定様式） 1通
…必要事項を記載し、印鑑登録済の印（会社印ではなく代表者印）を押印してください。なお、共有による申込みの場合には、共有者全員の記名押印が必要です。
- イ 印鑑証明書 1通
…共有による申込みの場合には、共有者全員の印鑑証明書が必要です。
- ウ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書 1通
- エ 納税証明書（次の表の区分に応じて証明書を提出してください。） 各1通

区 分	提出する証明書	証明書の取得先	部数
宝塚 <u>市内</u> に 住所を有す る場合	納税証明書その3の3 納税証明書	西宮税務署* 宝塚市役所市税収納課 長尾サービスセンター 西谷サービスセンター 雲雀丘サービスステーション 中山台サービスステーション 宝塚駅前サービスステーション	1部 1部
宝塚 <u>市外</u> に 住所を有す る場合	納税証明書その3の3	管轄税務署* 管轄の市役所	1部

*納税の猶予の特例を受けている場合は、国税（所得税）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書その1（直近2年分）

**証明書の取得方法については、事前に必ず取得先にお問い合わせください。

オ 返信用封筒（郵便局販売のレターパックプラス（600円）） 1枚

…返信用封筒として、必ず日本郵便株式会社（郵便局）が販売している未使用のレターパックプラス（600円）（レターパックライト（430円）は不可）を、追跡番号シールは剥がさずに、二つ折りにして入れてください。

カ 宅地建物取引業法第3条に規定する免許の写し

…住宅分譲等を目的に購入する場合のみ必要。なお、共有による申込みの場合には、1者のもののみで足りません。

※イ～エの証明書は全て令和7年6月12日以降（受付期間の最終日の3ヶ月前以降）に発行されたものに限りません。また、共有による申込みの場合には、全員の証明書が必要です。

※共有による申込みの場合には、入札にかかる代表者を決めてください。入札時には代表者1名による入札とします。

※カの写しについて、有効期限が令和7年9月25日（入札予定日）までの場合は、当該免許更新手続き中であることがわかる書類を同封してください。

(6) 入札参加申込受付書等の送付

入札参加申込書等の審査の結果、入札参加資格を有すると認められた場合は、審査後速やかに以下の書類を送付します。なお、共有による申込みの場合、代表者宛に送付します。

- ① 入札参加申込受付書
- ② 入札書
- ③ 入札保証金納入通知書
- ④ 入札保証金振込先依頼書

※「入札参加申込受付書」等が令和7年9月19日（金）までに受付書が到着しない場合は、速やかに総務部管財課公有財産管理担当までご連絡ください。「入札参加申込受付書」等は大切に保管してください。

(7) 入札保証金の納付

入札保証金は、入札金額の100分の5に相当する額（1円未満切上げ）を納付してください。

※（5）③入札保証金納入通知書により、**入札書提出までに納入してください。**

- ① 落札者の入札保証金は、契約締結と同時に契約保証金に充当します
- ② 落札者以外の方へは、入札終了後返還しますが、金融機関への振り込み手続きの関係上、1か月程度を要しますので、ご了承ください。
- ③ 返還する入札保証金には、利息を付しません。
- ④ 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき（落札後、申込資格のない者であることが判明し失格したときを含む。）は、入札保証金は返還されませんので、ご注意ください。

(8) 入札保証金の返還について

落札とならなかったとき等には、「入札保証金振込先依頼書」により指定の口座にお預かりした入札保証金は返還いたします。なお、金融機関への振り込み手続きの関係上一ヶ月程度要しますので、ご了承ください。

(9) その他

- ① 1物件について、1者（法人を含む）が複数の申込みをすることはできません。
- ② 入札書の受付、落札後の売買契約の締結や所有権移転登記は、「入札参加申込書」に記載された名義でしか行いません。共有を希望される場合には、必ず連名でお申し込みください。
- ③ 入札物件にかかる入札参加申込状況については一切お答えしません。（申込期間終了後のお問い合わせにつきましても同様にお答えできません。）
- ④ 印鑑証明書等提出書類の返還には応じられませんのであらかじめご了承ください。
- ⑤ 申込みの取り下げは、受付期間内に限って行うことができます。

6 質疑回答

(1) 入札手続き及び物件への質疑

入札参加申込者からの質問を E-mail で受付けます。下記期限までに E-mail により管財課へ質問書（A4サイズの任意様式に質問内容、氏名（会社名）、連絡先及び件名「宝塚市小浜2丁目2番4に関する質問について」を記載したもの）を提出してください。

質問書提出期限：令和7年8月29日（金）17時（必着）

（提出先）

宝塚市総務部管財課

E-mail : m-takarazuka0017@city.takarazuka.lg.jp

(2) 質問に対する回答

質問及び回答は管財課で取りまとめ、質疑回答共に質問者名は伏せた状態で、入札参加申込者全員にE-mailでお知らせします。

なお、入札書について回答日以前であっても受付可能ですが、入札書の差替えは認めませんので、あらかじめご了承ください。

回答日：令和7年9月3日（水）

7 入札

(1) 基本事項

- ① 入札書は、所定の様式を使用し、期間内に郵送又は持参してください。
- ② 入札書を持参する場合においても、(7)のとおり必要事項を記入した封筒に必要書類を封入してください。
- ③ 一度提出した入札書は、理由のいかんにかかわらず、これを書き換え、引き換え又は撤回することができません。
- ④ 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をする等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは入札の執行を中止することがあります。
- ⑤ 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがあります。

(2) 入札期間

入札関係書類到着後から 令和7年9月25日（木）17時（必着）

※開庁時間外、土曜日、日曜日及び祝日の受付は行いません

※上記受付期間中に受付完了したものに限りです。

(3) 入札書郵送先（持参可）

〒665-8665

宝塚市東洋町1番1号（市役所本庁舎4階）

宝塚市総務部管財課 公有財産管理担当

(4) 入札書郵送用封筒

定形封筒（長形3号）又は定形外封筒（角形2号）

(5) 郵送方法

可能な限り配達日指定郵便又は配達時間帯指定郵便により、「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」のいずれかの方法を利用し、到達期限までに必ず到達するように郵送してください。「差出控え」は、大切に保管してください。

※配達状況等により、指定どおりに到達しない可能性もあるため、余裕をもって発送してください

※提出期限までに到達しなかった場合は、利用した郵送手段の種類や発送日の早遅にかかわらず、いかなる理由があっても無効とします。

※郵便入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とします。

(6) 入札書の書き方

- ①住所及び氏名は住民票又は法人登記履歴事項全部証明書に記載のとおり記入してください。
- ②年月日は記入日とします
- ③入札書には、入札者本人の住所・氏名（法人の場合は、法人名及び代表者名）を記入の上、印鑑証明書使用印を押印してください。夫婦・親子等の共有名義にされる場合は、入札書に共有者全員の住所・氏名を記入してください。（入札書に記載された名義で契約締結及び所有権移転登記を行いますので、ご注意ください。）
- ④代理人の方が入札される場合は、入札者本人の住所・氏名及び代理人の住所・氏名を記入し、代理人の印を押印してください。入札者本人の印は不要です。
※代理人が押印する印の印鑑証明書を提出してください。
- ⑤入札書は日本語で記載し、金額については日本国通過とし、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「金」若しくは「¥」マークを付けてください。金額欄を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。
- ⑤鉛筆等容易に記載内容が消える筆記具を使用しないこと。ボールペンや万年筆を使用するなど、記載内容が容易に消えない筆記具を使用すること。

(7) 入札時提出書類

- ① 入札書
- ② 入札保証金振込先依頼書
- ③ 入札保証金納入通知書兼領収証書の写し

※代理人が入札する場合

- ④-1 委任状、④-2 代理人の印鑑証明書

(8) 封筒の記載方法

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市総務部管財課 公有財産管理担当 宛て
朱書き
入札書在中
売却物件：宝塚市小浜2丁目2番4
入札者名：○○○○○○
到達期限：令和7年9月25日17時

8 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 代理人による入札において、委任状及び当該代理行為に必要な書類一式を提出せずにした入札
- (3) 指定した日時までに到着しなかった入札
- (4) 所定の入札書によらない入札
- (5) 入札保証金振込先依頼書の提出がない入札
- (6) 入札保証金が納付されていない入札又は入札保証金の額が所定の額に達していない入札
- (7) 入札書に入札者の住所、氏名（法人の場合は、法人名及び代表者名）の記載及び押印のない入札（代理人による入札の場合は代理人の住所、氏名の記載及び押印のない入札）
- (8) 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他入札書の必要記入事項を欠いた入札
- (11) 対象物件につき、入札者又はその代理人が2通以上の入札をした場合は、その全部の入札
- (12) 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合は、その双方の入札
- (13) 入札に関し、不正行為によってされたと認められる入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

9 開札の日時及び場所

- (1) 日時

令和7年9月30日（火）14時から

- (2) 場所

宝塚市役所本庁舎 4A会議室

- (3) その他

- ① 入札参加者は開札に参加できます。（参加は任意です。）

参加される場合は、入札者本人を確認するため、入札保証金を納付したときの納入通知書兼領収証書（原本）を持参してください。

- ② 入札者本人から依頼を受けて代わりに開札会場に入場される場合、委任状は不要ですが、入札者本人の代理人であることを確認するため、前記の納入通知書兼領収証書（原本）を持参してください。

- ③ 開札参加の受付は、開始時刻の10分前から行います。

※入札保証金の還付

落札とならなかったとき等は、入札保証金振込先依頼書により指定の口座にお

預かりした入札保証金を返還いたします。ただし、利息は付しません。なお、金融機関への振込み手続きの関係上、1か月程度の期間を要しますので、ご了承ください。

落札者の入札保証金については、還付せず契約保証金の全部又は一部に充当するものとします。ただし、入札保証金を契約保証金に充当する間の利息は付しません。

10 結果

開札した場合に、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った者に知らせます。また、開札後2～3営業日を目途に宝塚市ホームページに公表します。

【入札結果表掲載ページ】

宝塚市ホームページ（トップ画面内）『まちづくり・市政情報』→『契約・入札』→『入札関連情報（契約課以外）』→『市有地売却（小浜2丁目22番4）にかかる一般競争入札の公募について』

- ① 落札、不調の別
- ② 入札参加者数
- ③ 落札者の受付番号（法人の場合は落札者名）
- ④ 落札金額 ※③・④については落札の場合に限ります。

11 落札者の決定

落札者は、次の方法により決定します。

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、本市が定めた最低売却価格以上で、且つ、最高の価格をもって入札した者
- (2) 落札者となるべき同価の入札した者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。なお、開札会場に入札者が不在の場合は、当該入札事務に関係のない宝塚市職員にくじを引かせて落札者を決定します。
- (3) 落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。
- (4) くじの詳細な方法については別紙のとおりとします。

12 売買契約の締結

落札者は、下記の日程で契約を締結していただきます。

契約締結期限 令和7年10月31日（金）

契約相手 宝塚市（総務部管財課公有財産管理担当）

- (1) 契約保証金の納入

市が発行する納付書により、**契約保証金（契約金額の100分の10に相当する**

金額）を契約締結日までに、指定の金融機関にて納付してください。

※売買契約の締結は、契約保証金納入確認後とします。

(2) 納入する額

入札時に納付していただいた入札保証金を契約保証金の一部に充当します。

契約金額の100分の10に相当する額から納入済みの入札保証金を差し引いた差額を契約保証金として納付してください。

(3) 落札者が契約を締結しないとき

落札者が契約を締結しないとき（落札後、申込み資格の無い者であることが判明し、失格したときを含む）は、その落札は無効となり、納入済みの入札保証金は返還しません。

(4) 暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）

「宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例」の規定により、落札決定者は契約締結時まで、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。この場合において、入札・契約等に要した各保証金を含むすべての費用について、宝塚市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

(5) その他

落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、権利義務を第三者に譲渡することはできません。

1.3 売買代金の納入

売買代金のうち契約金額と契約保証金との差額を、宝塚市の発行する納付書により一括納入していただきます。

納入期限 令和7年12月26日（金）まで

なお、売買代金支払い済みの納付書の写しを提出してください。納入を確認後、契約締結時に納付していただいた契約保証金を売買代金に充当します。

納入期限までに売買代金が完納されなときは、契約を解除することがあります。この場合、契約保証金は返還しません。金融機関等から融資を受けられる予定の場合は、事前に融資の可否について金融機関等に確認をしておいてください。

1.4 所有権の移転及び土地の引渡し

所有権は、売買代金が完納されたときに買主へ移転します。土地の引渡しは、所有権の移転後、双方立会のもと行います。

1 5 登記手続

所有権移転及び買戻特約の登記手続きは、売買代金完納後、宝塚市が行います。登記完了までに2週間程度を要します。

なお、登記に要する費用は、落札者に負担していただきます。

1 6 入札保証金、契約保証金、売買代金以外に落札者の負担となる費用

契約書に貼付する収入印紙及び所有権の移転登記に要する登録免許税等、本契約の履行に関して必要な一切の費用は落札者の負担となります。また、売買代金完納後、落札者を義務者として課される公租公課等についても落札者の負担となります。

1 7 入札の中止等

入札前に、不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災その他緊急やむを得ない理由等により、入札を執行することができないと認めるときは、入札を中止又は延期することがあります。なお、この場合において、入札のために要した費用を宝塚市に請求することはできません。

1 8 入札で落札者がいない場合（申込順売払い）

この公告が対象とする入札において落札されず不調になった場合は、先着順にて売却をする場合があります。その場合は、最低売却価格、契約上の特約、物件の引渡し及び事前確認を同じ条件のもとで申込み順売払いを実施します。

実施の際は開札終了後、随時宝塚市ホームページへ詳細を掲載します。

1 9 問い合わせ先

〒665-8665

宝塚市東洋町1番1号 宝塚市役所

総務部管財課 公有財産管理担当

TEL 0797-77-2031

FAX 0797-72-1419

E-mail m-takarazuka0017@city.takarazuka.lg.jp

<別紙> くじの方法

開札の結果、落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。手順は以下のとおりとします。

1 入札書の「くじ入力番号」欄に任意の値を記入

入札参加者は、くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ入力番号」欄にあらかじめ任意の3桁の値（000～999）を記入してください。

なお、正しく記入がなされていない場合は、「000」の数値が記載されたものとみなします。

2 くじの手順

- (1) 落札となるべき価格の入札をした者について、入札書受付順に「0, 1, 2, …」と番号を割り当てます。
- (2) 落札となるべき価格の入札の入札書に記載されたくじの数値を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)の番号の入札参加者を落札者とする。

(例) 入札参加者中、3者が落札となるべき価格の入札をした場合

(1) 入札書の受付順に番号を付与する

⇒ A社（受付日 令和7年9月2日）…番号0

B社（受付日 令和7年9月4日）…番号1

C社（受付日 令和7年9月10日）…番号2

(2) くじの数値を合算し、入札書の数で除算し、余りを算出する。

⇒ A社（受付日 令和7年9月2日）…（くじ番号153）

B社（受付日 令和7年9月4日）…（くじ番号041）

C社（受付日 令和7年9月10日）…（くじ番号845）

合計を計算 $153 + 041 + 845 = 1,039$

余りを算出 $1,039 \div 3 = 346 \dots 余り1$

(3) (2)の計算結果による余りと一致した(1)の番号の入札参加者を落札者とする。余りの1と一致するB社を落札者とする。